

締約国に関する情報 CY	キプロス 一般情報	附属書 B 1 CY
国内官庁の名称	Department of Registrar of Companies and Official Receiver of Cyprus (キプロス企業管財人登録部)	
所在地	Ministry of Energy, Commerce and Industry, Corner Makarios Ave. and Karpenisiou St., 1427 Nicosia, Cyprus	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(357-22) 404 301, 404 302	
電子メール	deptcomp@drcor.meci.gov.cy	
インターネット	http://www.intellectualproperty.gov.cy	
ファクシミリ装置	(357-22) 304 887	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし	
キプロスの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	キプロス企業管財人登録部 ² 、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 国内官庁に問合せされたい	
キプロスが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ³	欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 キプロスの国民は、国際出願に基づく優先権を主張する場合のみ、欧州特許庁又はWIPO国際事務局に直接出願できる。

3 対応する国内段階を参照されたい。

CY	キプロス (続き)	CY
国内官庁が認める手数料の支払方法	— 現金 — 小切手 — IBAN 出願人はキプロス市民又は居住者であり，企業管財人登録部において支払うことが要求される。	
国際型調査に関するキプロスの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
キプロスが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
欧州特許については，附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照		